

集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ & A

参考資料集

静岡県賀茂郡南伊豆町生活環境課

取組の概要

汚水処理の方法を適正化するため、漁業集落排水施設から個人設置型浄化槽への転換を行った。

◆総事業費 浄化槽設置に関する補助144,436千円、処理施設の解体等30,928千円

◆背景

- 入間地区漁業集落排水施設（昭和58年着工）は、人口減少や観光業の衰退により、施設利用率が低下していた。さらに、今後の人口減少により、住民の使用料負担額が増額することが見込まれた。
- この状況を改善するため、人口密度が小さいエリアにおいて経済性が高い（1戸あたりの経費が一番小さくなる）個別浄化槽^{*1}へ転換することとした。

※1 中西準子、沖野外輝夫共著 下水道計画論：駒ヶ根市の下水道の環境アセスメント 武蔵野書房 1982.7

◆具体的内容

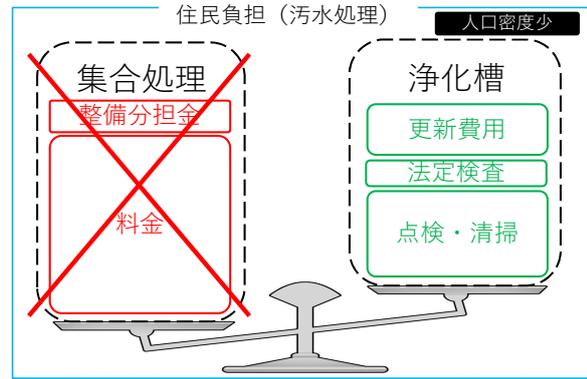
- 個人設置型浄化槽に対し、設置費を100%補助することで、2年間で全戸（68戸）に浄化槽が設置された。随時、供用開始し、漁業集落排水施設を用途廃止した。

◆効果

- 転換により、「過大な集合処理施設を維持する経費」と「個人が浄化槽を維持する経費」+「転換に係る経費」の差の分の経費が削減された。
- 半数以上の住民の金銭的負担が軽減された。

●公営企業情報

- 行政区域内人口 7,505人（令和6年1月1日時点）
- 行政区域内面積 110.6 Km²（令和6年1月1日時点）
- 集合処理接続人口 1,608人（令和5年度決算）



●取組のスケジュール

- 平成30年度に地元自治会と廃止に向けた協議を開始し、令和5年度に施設を廃止。
- 令和2年度から令和3年度までに浄化槽の設置補助を完了した。

●今後の展望

- 引き続き、浄化槽法に基づく適切な汚水処理の実施による水環境の保全に取り組む。
- 町内に残り3つの漁業集落排水施設と1つの公共下水道があり、地方公営企業法に基づき適切に経営しなければならない。一方で、累積欠損金があるため、事業継続の可能性を検証する。

●取組のポイント

- 過疎債の活用 総事業費のうち、140,300千円について過疎対策事業債を借入した。
- 管工事組合の活躍 設置補助申請・施工について組合員6者が、連携して請負した。
- 住民の理解 自治会が形成する管理組合が集排の維持管理と使用料徴収を担っていたため、効果に関する住民理解度は高く、合意形成も早かった。（住民説明会等：全5回実施）
- 個人設置型浄化槽の維持管理 維持管理の品質を確保するため、点検・清掃業者との契約を補助要件とした。
- 財産処分手続き 水産庁に対する手続きに想定外の時間を要した。（返還は無し）
- 点検・清掃業者 集排、個別浄化槽のいずれも同種の登録、許可業者が受注していることから、受注機会の損失は無い。

静岡県南伊豆町における検討・作業フロー等

●浄化槽転換に至るまでのプロセス

- 静岡県南伊豆町においては、浄化槽転換にあたり、住民や関係機関等との丁寧な協議を実施。
- 住民への説明や住民との合意意思の確認に当たっては、転換対象地区の自治会の枠組みを有効活用。

■ 住民説明の内容（ポイント）

【参考：南伊豆町における住民負担の将来予測（H30年当時の推計）】

1. 住民の将来の費用負担の予測

- 集合処理方式を継続する場合と個人設置型浄化槽へ転換した場合の各戸の年間の費用負担について比較し提示。

浄化槽に転換しない場合	浄化槽に転換する場合
使用料 53,240円/年・戸(平均値) ※この他、建設改良に係る分担金等	5人槽 39,060円/年 7人槽 45,864円/年

2. 浄化槽設置費用について

- 浄化槽設置費用について住民と協議のうえ、全額町の負担とすることとした。

3. 浄化槽設置工事について

- 浄化槽設置スペースに関する不安の声に対し、町職員が対象地区の住居の状況を自ら見て回り、対象地区のほとんどの家屋において浄化槽設置が可能であることを確認した上で住民に説明。

4. 浄化槽転換後の維持管理

- 浄化槽設置工事施工業者及び点検・清掃事業者との事前調整のうえ、各戸との間で維持管理に係る委託契約を結んでいただくこととし、住民の維持管理に関する不安を解消。

■ 関係機関等との調整内容（主なもの）

- 南伊豆町の転換事例における、主な調整先及び調整内容は以下のとおり。

関係機関等	調整内容
国（水産庁）	・長期利用財産処分報告書の提出 ※ 南伊豆町の場合、受理までに7ヶ月の期間を要した
都道府県	・浄化槽設置届の提出
庁内関係課	・管路に係る所管替え協議 ※管路を撤去せず、浄化槽放流水の放流先（河川）として再利用することに伴う対応 ・道路、漁港の占用許可 ※一部の浄化槽を公共用地（道路、漁港）に設置したことに伴う対応 ・処理場跡地の管理について協議
設置及び保守事業者	・事業の円滑な実施について協力要請 ・工事の施行内容に係る住民説明会への出席依頼
転換地区内の事業者	・転換地区内の事業者とは個別に協議を実施

取組の概要

経営戦略において、これまでの事業経過とともに人口密度や有収水量の見込みを勘案した財政シミュレーションを行い、管路整備の拡張を休止するとともに、計画区域を既存の450haから現在の供用開始区域209haへと大幅に縮小した。

◆背景

- これまで管路整備の拡張を推し進め、市民を説得し接続を促してきたため、人口が減少し、下水道事業の収支が悪化する中であっても、将来的に拡張を休止することに係る対外的な説明について庁内から懸念の声もあり、その度に人口密度の少なさやその影響を説明したが、将来的な拡張休止の内部的な合意はとれなかった。
この課題を解決するため、複数パターンの財政シミュレーションとともに、経営改革の外部専門家を招聘し、下水道審議会委員に財政構造上の問題を提起することとした。

◆具体的内容

- これまで事業を拡大すれば収入が増えると考えていたが、人口減少要因や物価上昇分を加味して現209haと計画450haの事業費を比較した結果、計画区域を拡大すればするほど、収支が悪化することが判明し、その結果、区域を大幅に縮小した。
拡張せずとも今後の更新費用を賄うためには、使用料水準を現行の2.7倍以上とする必要があることを共通認識とするため、3回にわたり、審議会で説明をした。

◆効果

- 拡張休止の明確化により、庁内外への事業の説明がしやすくなった。
答申により、使用料改定や事業の転換を検討する契機となった。

取組のポイント

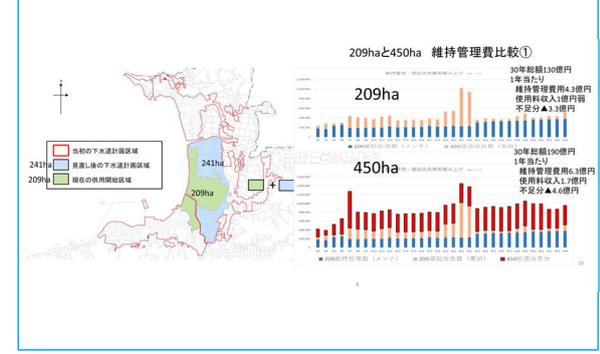
- 事業を拡張しても、人口減少や高額な資本費用のため、費用対効果がないことを審議会委員に対して説明した。
上記の理由に加え、現状の事業区域を維持するだけでも今後の更新費用に見合う使用料と多大な繰入金が必要となることがわかった。
方向転換の説明にあたっては、市の内部から方針を転換する必要があり、そのため、財政シミュレーションの具体的な数値や第三者からの視点を説明に盛り込んだ。
庁内説明や市民説明の支援として経営・財務マネジメント強化事業を活用し、外部専門家の意見を取り込んだ。

千葉県館山市建設環境部都市計画課下水道室

公営企業情報

- 行政区域内人口 44,160人 (令和6年1月1日時点)
行政区域内面積 110.05 Km² (令和6年1月1日時点)
水洗化人口 4,809人 (令和5年度決算)

審議会説明資料から抜粋



取組のスケジュール

- 令和4年度に財政シミュレーションを行った。
令和5年度策定の経営戦略に「整備の拡張休止」を記載した。
令和6年度使用料改定検討の議論の前提とした。

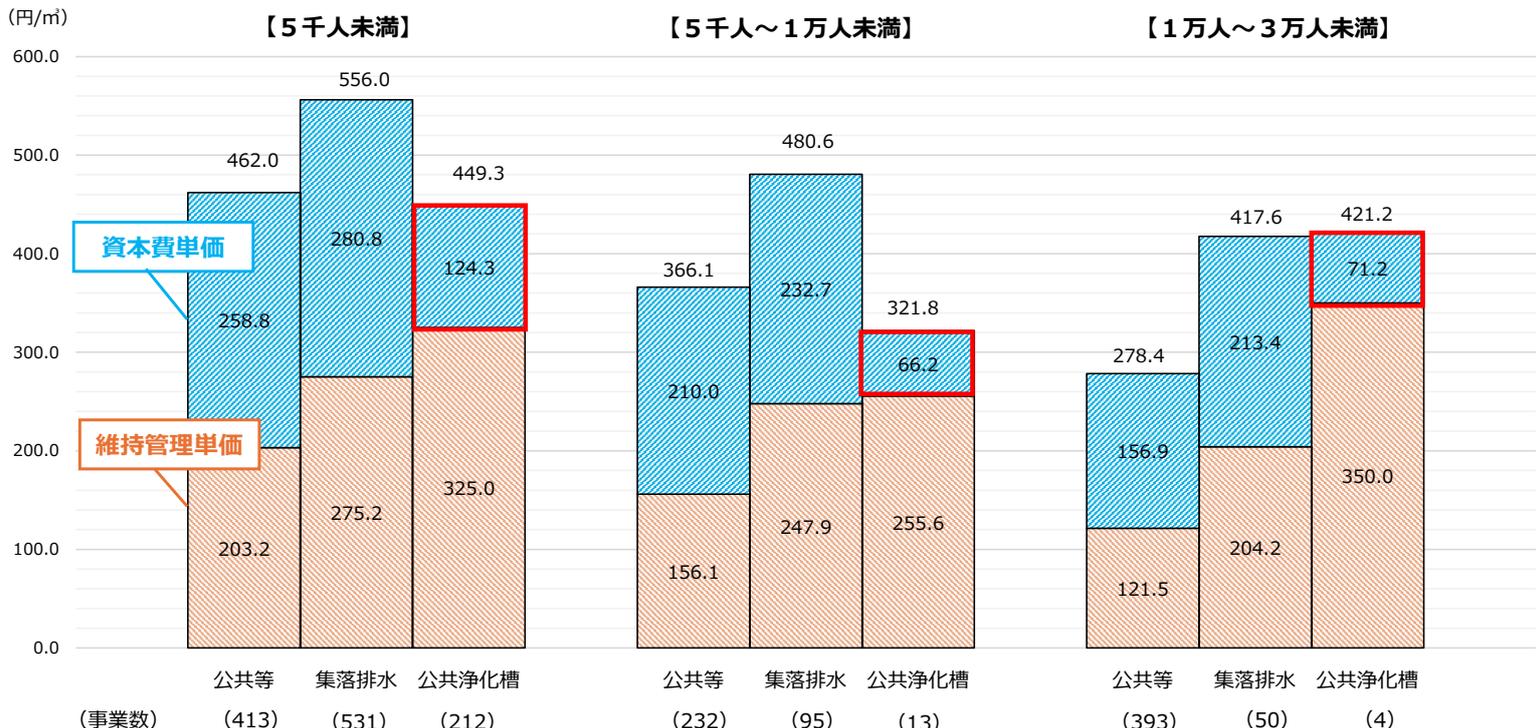
今後の展望

- 浄化槽区域との線引きを明確にするため、今後は各種計画の変更を目指す。
今後、答申の付帯意見を踏まえ、市民に対し、下水道事業の方向性を示し、浄化槽の補助金に対する制度説明を丁寧に行うこととする。

【事業種別】汚水処理単価の比較

経営状況分析

- 同規模の処理区域内人口規模で、事業種別に資本費単価を比較した際、公共浄化槽が最も資本費単価が低くなっている。
公共浄化槽は他の事業と比較して維持管理単価が高くなる一方で、維持管理費単価を含めた汚水処理単価についても、処理区域内人口規模が1万人以下の団体においては、集落排水よりも公共浄化槽の方が低くなっている。



※ 令和5年度決算統計により作成。対象事業：特定公共下水道、流域下水道を除く法適用の下水道事業（公共下水道、特定環境公共下水道、集落排水施設、公共浄化槽）
※ 公共下水道等：公共下水道、特定環境保全公共下水道。集落排水：農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、公共浄化槽：特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設
※ 汚水処理単価には公費負担分（分流式下水道等に要する経費、高資本費対策に要する経費、高度処理に要する経費）を含む。

- 今後人口減少が更に進む中で、特に減少が著しく、集落が大幅に縮小する地域では、汚水処理施設の効率的な管理・運営の検討にあたり、汚水処理施設を再編し、処理方式を農業集落排水施設（集合処理方式）から合併浄化槽（個別処理方式）へ転換することも視野に入れて検討する必要がある、既に検討が開始されている自治体も散見されている。
- 農業集落排水施設から合併浄化槽へ転換する場合には、農業集落排水の処理場及び管路がすべて用途廃止となり、撤去が必要となるが、施設の撤去のみ（以下「単独撤去」という。）を対象とした補助制度がないため、存置される施設の破損に伴い突発事故等による人命・財産等への影響が懸念される。
- このため、農業水路等長寿命化・防災減災事業の施設撤去・廃止に、合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を追加することにより、人命や財産等への影響防止を図るとともに、汚水処理施設の再編を促進し、改修費や維持管理費などトータルでのコスト低減を図る。

【実施内容等】

農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策
施設撤去・廃止（拡充）

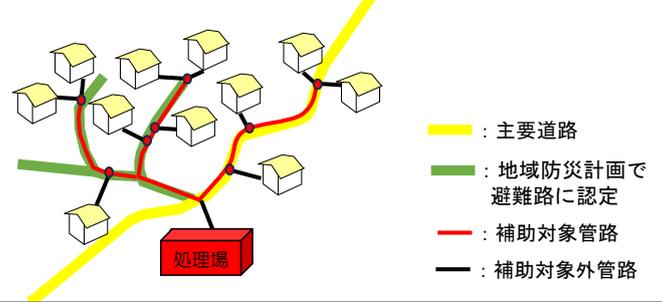
- 実施内容
合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去
- 実施要件
 - ・当該事業費が200万円以上であること
 - ・都道府県が策定する広域化・共同化計画において、撤去を行う農業集落排水施設の統廃合の方針が定められていること。
 - ・「広域化・共同化計画策定マニュアル」等に基づき、合併浄化槽への転換等による維持管理費削減効果等が算定されており、当該施設を撤去する必要性が明確であること。
 - ・撤去によって、突発事故等による人命・財産等への影響防止できること（施設の損壊、機能停止等が発生した際、以下①、②のいずれかの要件に該当）。
 - ①施設周辺に主要道路や鉄道があり、人命・財産等への影響が大きいもの
 - ②地域防災計画によって避難路に指定されている道路に埋設されているなど、避難・救護活動への影響が大きいもの
- 実施主体
都道府県、市町村、土地改良区等
- 補助率
定率50%（沖縄75%、奄美60%）

【事業イメージ】



用途廃止した管路を存置することで、道路陥没等の突発事故の発生や、地震時に液状化によりマンホールが浮上し、緊急車両の通行に支障。

<イメージ図>



上下水道の施設配置の最適化への支援（下水管等の撤去）

- 汚水処理の最適化に向け、下水道から浄化槽への転換を円滑に進めるため、廃止となった下水管等の撤去を支援。

背景・課題

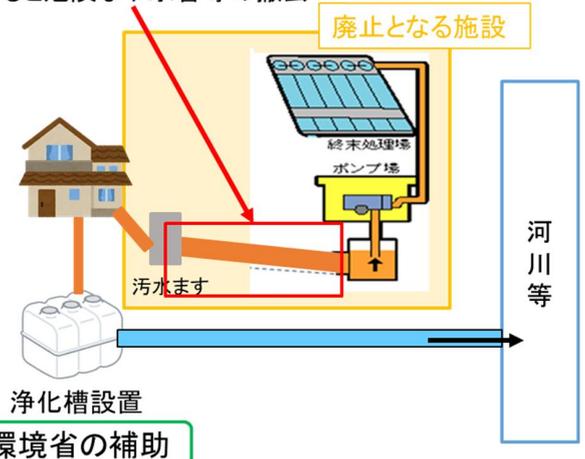
- 人口減少等による汚水処理事業の見直しや、災害復旧時の地域の实情に合った汚水処理機能の復旧により、下水道区域から浄化槽区域等への変換が想定される。
- 効率的な汚水処理事業の実施を目的として、下水道区域から浄化槽区域へ転換するにあたり、既設の下水管の撤去費が課題。

概要

- 汚水処理全体としての施設再編（浄化槽設置）を前提として、汚水処理事業の下水道から浄化槽への転換に伴う、下水管等の撤去費を、令和7年度予算より「下水道広域化推進総合事業」（社総交、防・安交）の補助対象に追加。

国土交通省の補助

存置すると危険な下水管等の撤去



政府方針等

- 基本方針2024
地域の实情も踏まえ、浄化槽を含む汚水処理施設の活用を推進
- 水循環基本計画
上下水道施設等の再編については、基盤強化のため、地域の实情を踏まえて、広域化を推進しつつ、平時の効率性と災害時の迅速な復旧の観点も考慮し、分散型システムを必要に応じて活用

廃止となった下水管等が存置された場合、下水管内に土砂等が流入し**上部構造物（道路等）が陥没する等の影響**を受けるほか、流入した土砂等が健全な部分にも流れ込み、**健全な下水道の運転管理に悪影響を及ぼす**ことが考えられることから下水管等の撤去が必要。

- 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要
- 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正）

1. 対象経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費 等 ※資産処分に係る収入を除く

2. 地方財政措置

- ・ 地方債充当率：100%（資金手当）
- ・ 償還年限：原則10年

3. 発行手続

- ・ 申請にあたり議会の議決
- ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 活用が想定される経営改善の取組

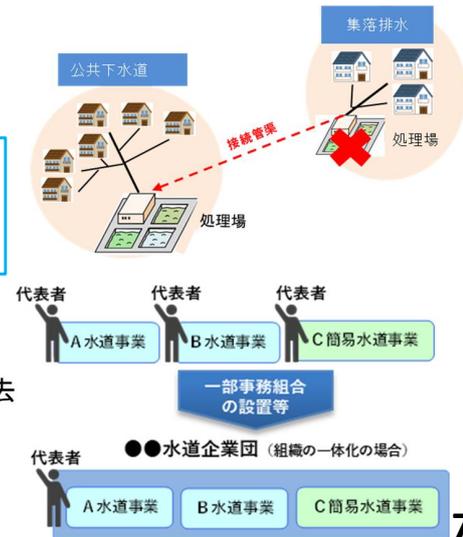
下水道事業

集落排水を公共下水道に接続
集落排水を合併浄化槽に転換 } 汚水処理場の撤去など

水道事業

簡易水道を上水道に統合
他の地方公共団体と事業を統合 } 浄水場の撤去など

※病院事業など上記以外の公営企業においても活用可能



公営企業施設等整理債

1. 概要

一般会計債における公共施設等の除却についての地方債の特例措置の創設に合わせ、水道事業等に限定されていた「用途廃止施設の処分に要する経費」の財源に充てるための公営企業債の発行を認める取扱いを全ての事業区分に広げるもの（公営企業施設等整理債）

2. 対象事業

- (1) 要件
 - 次の条件のいずれかを満たしていること
 - ① 将来にわたって活用する見込みがない公営企業施設等を整理することで事業規模の適正化及び経営の効率化が図られること
 - ② 法令等により早急に施設等の処分が必要なこと
- (2) 要件の確認

起債の協議又は許可申請に当たっては、別途定める「公営企業施設等整理債に関する事業計画書」を策定、提出させる

3. 対象経費

- 用途廃止施設の処分に要する経費（以下の合計額から資産売却代金等の収入を控除した額）
- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
 - ・ 施設を建設した際の補助金等の返還に要する経費
 - ・ 施設を建設した際の公営企業債の繰上償還に要する経費
 - ・ 公営企業職員の退職手当 等

4. 資金、償還期限、充当率

- 資 金：民間資金
- 償還期限：原則10年以内（ただし、企業債繰上償還金については、当該公営企業債の残存償還期間内とする。）
- 充 当 率：100%

【対象イメージ】

施設撤去



水道施設等整理債対象事業





【令和8年度予算（案） 8,613百万円（8,613百万円）】環境省
 【令和7年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

- ・現在でも全国で未だに約780万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な支障が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

1. 事業目的

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算（案）では下線部分の助成メニューを拡充。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>

○浄化槽災害復旧事業

○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

○浄化槽整備効率化事業

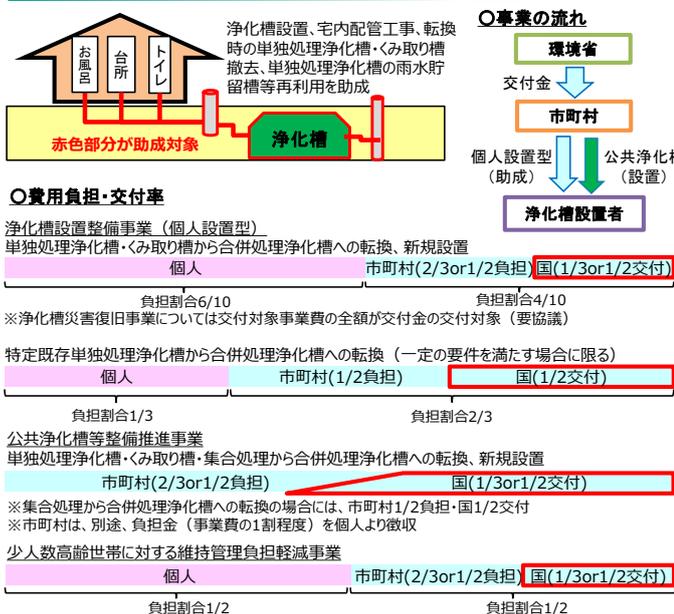
浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 事業イメージ



合併処理浄化槽の整備に係る地方財政措置

1. 個人設置型合併処理浄化槽の整備（国庫補助事業、地方単独事業、S62～）

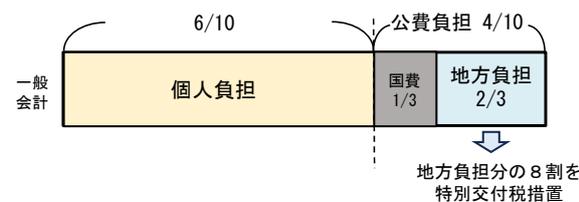
1. 対象事業

個人が整備する合併処理浄化槽の設置費補助に係る地方負担額

2. 地方財政措置

- ・事業費の6/10については、個人負担。
- ・公費負担分のうち、1/3については、環境省所管の循環型社会形成推進交付金等の対象。
- ・**公費負担分のうち地方負担分について、その8割を特別交付税措置。**※財力補正あり。
- ※単独事業の場合は、地方負担額に2/3を乗じて得た額の8割を特別交付税措置

【財源イメージ】※国庫補助事業の場合



2. 特定地域生活排水処理事業、簡易排水施設整備事業（国庫補助事業、H6～）

1. 対象事業

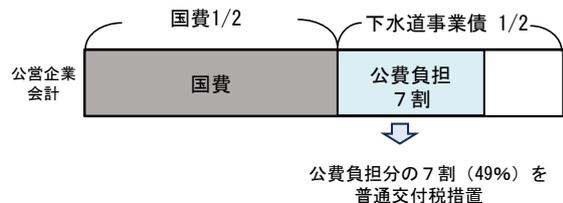
環境省所管の循環型社会形成推進交付金等（補助率1/2又は1/3）又は農林水産省所管の農山漁村振興交付金（補助率1/2）をうけて市町村が整備する合併処理浄化槽。

2. 地方財政措置

- ・地方負担分について下水道事業債を充当。元利償還金の7割について公費負担と設定。
- ・**一般会計繰出金の7割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。**

※1 特定地域生活排水処理事業：環境省所管交付金を受けて市町村が実施する、合併処理浄化槽の整備事業
 ※2 簡易排水施設整備事業：農水省所管交付金を受けて市町村が実施する、山村等の中山間地域において、各戸（3戸以上20戸未満）から排出される汚水を集合処理する合併処理浄化槽の整備事業

【財源イメージ】※集合処理（集落排水等）から浄化槽へ転換する場合



3. 個別排水処理施設整備事業（地方単独事業）

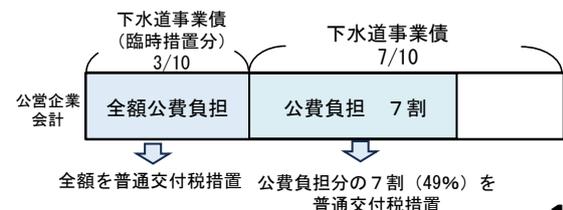
1. 対象事業

市町村が整備する合併処理浄化槽で国庫補助の対象とならない小規模事業（設置戸数20未満）

2. 地方財政措置

- ・事業費の1/3に対して下水道事業債（臨時措置分）を充当。
- ・臨時措置分について、**全額公費負担とした上で、公費負担分の全額を普通交付税措置。**
- ・残余について、下水道事業債を充当し、7割について公費負担と設定し、**一般会計繰出金の7割（元利償還金の49%）を普通交付税措置。**

【財源イメージ】



- 人口減少下において、地方公共団体における人手不足等の資源制約や、施設の老朽化に伴う更新需要の増大等の問題が深刻化しており、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行っていく必要性が高まっている。
- しかしながら、地方公共団体においては、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が十分に蓄積されていない場合が多く、小規模市町村を中心として、取組の推進に困難を伴っている団体もあるところ。

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、地方公共団体の要請に応じてアドバイザーを派遣。**

<ポイント>

- ① アドバイザーは、自治体職員・OB、公認会計士、学識経験者等の**専門的な人材が務め、それぞれの団体が選択。**
- ② アドバイザーの**派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体における予算計上不要（地方公共団体金融機構が負担）。**

事業概要（支援分野）

- 公営企業・第三セクター等の経営改革
 - ・ DX・GXの取組
 - ・ 経営戦略の改定・経営改善
 - ・ 公立病院経営強化プランの改定・経営強化の取組
 - ・ 上下水道の広域化等
 - ・ 第三セクター等の経営健全化
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備・活用
- 公共施設等総合管理計画の見直し・実行
- 地方公共団体のDX（消防防災DXを含む）
- 地方公共団体のGX
- 地方公共団体間の広域連携
- 地方税務行政のDX等
- 地方創生の取組
- 首長・管理者向けトップセミナー

下水道事業：180件

事業実績

R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度 (R 8. 1. 13時点)
555	723	929	1,131	1,406

※地方公共団体からの申請件数

「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」について

概要

- 公営企業の抜本的な改革等の先進・優良事例の横展開を図るため、「地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集」を平成29年3月に作成・公表し、**毎年度更新**を行ってきました。
- 今般、**公営企業の経営環境の変化**（新型コロナウイルス感染症や物価高騰への対応、DX・GXの推進など）を踏まえ、新たに、「公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集」（以下「事例集」という。）を**作成・公表**することとしました。

事例集の特徴

- 抜本的な改革を含む**12の取組類型**（事業廃止、民営化・民間譲渡、公営企業型地方独立行政法人、広域化等、指定管理者制度、包括的民間委託、PPP/PFI、DX、GX、公営企業会計の適用、経営戦略の改定及びその他）について、各地方団体から提出いただいた**合計357事例を掲載**。（令和7年3月時点）
- **1事例当たり1ページ**で掲載するとともに、**重要箇所を赤字下線で強調**することで、取組の全体像・ポイントをわかりやすく表示。
- 可能な限り**数値を用いて定量的に記載**することで、取組の効果を具体的に表示。

下水道事業は155事例を掲載

<掲載例>

事例名

取組の概要

- ◆ 総事業費
- ◆ 取組に要した事業費
- ◆ 背景
- ◆ 公営企業が直面していた課題
- ◆ 取組開始までの経緯
- ◆ 具体的内容
- ◆ 導入した施設・設備など取組の詳細な説明
- ◆ 効果
- ◆ 定量的・定性的な効果

取組のポイント

- ・ 取組を成功させるために工夫した点
- ・ 他の公営企業において特に参考となる点

団体名

【秋田県】生活排水処理事業に関する事業・事務補完体制の構築

取組の概要

自治体の技術職員の減少が続く中、今後本格化する施設更新への対応や、人口減少下における厳しい経営環境に対応するため、新たな第三セクターの設立を行った。

◆ 事業費 設立経費 出資金 1億円（秋田県、県内全市町村、民間事業者が出資）
委託費 約1.8億円（令和6年度）

◆ 背景

- ・ 秋田県の市町村の下水道関係技術職員は、10年間で約3割減少している。
- ・ 標準耐用年数50年を超過している下水道管渠は全体の3%程度（R5年度末）であるが、昭和末期から平成初め頃に造成した施設が今後一気に更新時期を迎える。
- ・ 人口減少が進み有効水量が減少する中、施設の維持管理、更新の原資となる使用料収入を確保していくためには、高度な経営能力が求められる。
- ・ 県内全自治体が連携し、**本来を見据えた新たな体制を構築することとした。**

◆ 具体的内容

- ・ 官のノウハウ（政務立案、業務監理等）と民のノウハウ（高度な専門知識等）を生かして広範な支援を担える組織を構築するため、**官民出資会社を設立した。**
- ・ 民間事業者については、公募により決定した。
- ・ 官民出資会社へ、**市町村・民間企業がそれぞれ人材を派遣した。**
- ・ 官民出資会社において、**県・秋田県・市町村・民間市・秋田県庁・八幡町・五城町・八郎町・志保町・水沢町・安藤町（県内5市町村のうち3市町村）から業務を受託。**

◆ 効果

- ・ 地域事情や財政状況等を踏まえた実効性の高い計画の立案が可能となる。
- ・ 小規模自治体などの支援を通じて、県全域での行政サービス水準の維持を図る。

◆ 取組のポイント

- ・ 自治体の自治体では解決が難しい課題（体制の確保）に対し、**県内の全自治体が連携して対応した。**
- ・ **人・モノ・カネ**の課題を捉え、官民出資会社のコア業務は次の3点とした。
 - ①計画策定支援（持続的な経営に資する、経営戦略、ストックマネジメント計画等）
 - ②事業運営支援（技術職員不足を補う、積算支援・工事監理補助、技術相談等）
 - ③技術継承支援（若手や公営企業未経験者等を対象とした研修企画等）

取組類型

広域化等 下水道事業

事業名

秋田県建設部下水道マネジメント推進課

◆ 公営企業情報

- ・ 行政区域内人口 92.6万人（令和5年1月1日時点）
- ・ 行政区域面積 11,637km²（令和5年1月1日時点）
- ・ 流域下水道処理区域内人口 50.2万人（令和4年度末）

官民出資会社の業務領域

生活排水処理事業の運営に係る業務

運営方針決定・組織体制・条約等の改定
使用料改定

計画策定 規制等の決定・改定 経営戦略決定 スtockマネジメント計画策定

経費管理 経費分析（予算・決算、経費管理、収支予測）

一般業務 人事 労務 総務 経理 建設 施設 環境 衛生 情報 広報 危機管理 企画 評価 監査 法律 会計 福祉 福祉 福祉

取組のスケジュール

- ・ 令和5年3月 県・市町村が連携協約を締結
- ・ 令和5年11月 官民出資会社を設立
- ・ 令和6年4月 本格的に運営を開始（体制増強）

◆ 今後の展望

- ・ 当面は、経営戦略の見直しやストックマネジメント計画の策定など計画策定を重点的に支援。
- ・ 施設の更新需要増大期には、事業運営支援を強化。
- ・ 他のインフラ分野への支援拡大も検討。

【掲載URL】公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html

- 担当部署
- 公営企業情報
 - ・ 公営企業の規模を示す情報
- 取組の概要を表す図
- 取組のスケジュール
- 今後の展望
 - ・ 取組開始後の新たな課題
 - ・ 今後の予定